\bigcirc 玉 土 交 通 省告 示 第

号

う 5 航 航 空 空 法 機 \mathcal{O} 昭 速 和 度 を + 制 七 限 年 す 法 律 る空域を指定する告示 第二百三十一号) 第 八十二条 昭昭 和 五 十年 の 二 · 運 第二号の 輸 省 告 規 示 第 定 に 兀 基 百 ヹづき、 五. 十九 号) 進 入 管 \mathcal{O} 制 部を 区 \mathcal{O}

令 和 年 月

次

 \bigcirc

ように

改

正

す

る。

日

玉 土 交 通 大 臣 斉 鉄 夫

次 \mathcal{O} 表 に より、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規定の下 線 で 付 ľ た部分をこれ に 順 次 対応する る改正は 後 欄 に 撂 げ る

規 定 \mathcal{O} 下 . 線 を付 した部 分のように改 8) る。

、進入管制区のうち高度三千五十メートル未満の空域とする。 航空法第八十二条の二第二号の国土交通大臣が告示で指定する空域は	改正後
人管制区のうち高度三千メートル以下の空域とする。	改 正 前

附

則

令和五年九月七日から施行する。